

## 第 2 5 回法務省契約監視会議議事概要

開 催 日	令和 5 年 6 月 2 8 日 (水)
開 催 場 所	法務省 1 7 階 会 計 課 会 議 室
出 席 委 員	大曾根 匡 (専修大学教授) 諏訪 雄三 (共同通信社編集委員兼論説委員) 田中 早苗 (弁護士)
審議対象期間	令和 4 年 7 月～令和 5 年 3 月
審議対象契約	一般競争契約 4 5 6 件 随 意 契 約 5 7 件
重点審議案件	一般競争契約 7 件 随 意 契 約 1 件
委員からの主な意見・質問それに対する回答等	別紙のとおり
意見具申等	今回の審議案件について、特段の問題は認められなかった。 令和 4 年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果 (案) について、特に指摘する事項はなく、引き続き適切に実施されたい。

質問・意見等	回答等
<p>1 「土地閉鎖登記簿電子化作業請負業務契約」（一般競争入札）  契約金額 30,800,000 円  支出負担行為担当官  松江地方法務局長</p> <p>(質問等)  <b>【総論的質問】</b>  再々度公告をして一者応札となっているが、3回目の手続で、一者で決まったということか。</p> <p><b>【大曽根座長】</b>  1回目と3回目を比べると、予定価格が増えているのはなぜか。</p> <p><b>【田中委員】</b>  仕様書にある応札者の条件として、過去に同じ作業又はその他同様の作業をしていることとされているが、例えば、解像度</p>	<p>(回答)  そのとおり。  一者応札の分析として、初回入札では2者が、再度公告入札では別の一者が入札参加の意思を示していることから、仕様上の特別な制約を課しているものではなく、一定の能力を有する業者であれば応札可能である。  ただ、本件業務に対応するには、一定期間、作業要員を確保する必要があり、業者がそのような事情も踏まえて判断した結果、一者のみの応札となったものと考えている。</p> <p>1回目、2回目では、過去の調達実績や人件費の上昇率、他局の実績等を基に積算した。  3回目は、履行期間が短くなったことを考慮して、実際に必要となる作業日数を算出し、それに賃金単価を乗じて積算しており、これにより予定価格に変動が生じている。</p> <p>作業の対象となる書類には、保存状態が悪く、紙の質がよくないものもあり、場合によっては、アイロン掛けを</p>

<p>200dpi 以上のイメージファイル化作業をしていることを条件とすれば、応札者が増えると思うが、なぜそのようにしないのか。</p>	<p>して伸ばす必要があるなど、ある程度困難な作業になるほか、貴重な資料であり、損壊させないような取扱いが必要となるなど、確実性が求められることから、過去の実績を求めている。</p> <p>ただ、応札条件を工夫することによって応札者が増えることもあるので、今後検討していきたい。</p>
<p>2 「データ解析用ソフトウェア等の購入」 (随意契約) 契約金額 27,951,000 円 支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正</p> <p>(質問等)</p> <p><b>【総論的質問】</b> 当該ソフトウェアはどのようなもので、類似品はないのか。</p> <p><b>【総論的質問】</b> 競争性のあるソフトウェアを選択しないのはなぜか。</p> <p><b>【諏訪委員】</b> 為替変動の影響ということだが、海外の</p>	<p>(回答)</p> <p>デジタルフォレンジック業務に使用するソフトウェアで、押収した携帯電話機等から抽出したデータを解析するものである。</p> <p>類似品としては、同様の機能を持つ別ソフトウェアが世界的に主流となっているが、為替変動等の影響を受けて高騰しており、価格面や性能面を比較した結果、今回のソフトウェアを導入した。</p> <p>実際の証拠データの保全・抽出・解析を行うものであり、一つ誤れば権利侵害につながりかねないことから、要求仕様を十分に満たす別ソフトウェアと今回のソフトウェアを比較検討した。</p> <p>直接購入すると実際の操作上支障が</p>

<p>会社から直接購入することはできないのか。</p>	<p>あるため、難しいと考えている。</p>
<p>3-1 「総合警備システム更新整備」  (一般競争入札)  契約金額 39,380,000 円  支出負担行為担当官  山口刑務所長</p> <p>3-2 「総合警備システム等更新整備」  (一般競争入札)  契約金額 10,241,000 円  支出負担行為担当官  仙台少年鑑別所長</p> <p>(質問等)  <b>【総論的質問】</b>  落札率がおよそ50パーセントで、他の総合警備案件と比べると低落札率であるが、予定価格の設定に問題はなかったか。低落札率になった原因は何か。</p> <p><b>【諏訪委員】</b>  ほかの案件でも、現地調査を行い綿密な計画を立てられると、価格が安価になり得るのか。</p>	<p>(回答)  見積書の作成が可能な業者から参考見積書を取得し、その見積書と過去の応札率や積算書籍を基に算出した査定率を用いて予定価格を算出しており、予定価格の設定自体に問題はなかったと考えている。</p> <p>低落札率となった原因としては、見積書を提出した業者以外の新規参入者などが応札したことや、複数者応札により競争性が確保されたこと、入札説明時に現地調査の機会を設けたことで、応札者が入札前に綿密な計画を立てられ、それが金額に反映されたことなどが要因と考えている。</p> <p>入札の前に現地調査を行うことで、応札者において不要なものを判別でき、価格が安価になる場合がある。</p> <p>なお、警備システムは各矯正施設の全体に係るもので、図面上では分かり</p>

<p><b>【諏訪委員】</b> 参考見積りを取得する際に、現地調査を行うことはできないのか。</p>	<p>づらい部分もあるため、現地調査を行う機会を設けるなど配慮はしている。</p> <p>参考見積り取得の際に、現地調査を行う場合もあるが、今回は、物価高騰や半導体不足の影響で、そもそも参考見積りを提出することに難色を示されていた。</p> <p>そのため、現地調査も行われなかったのではないかと考えている。</p>
<p>4 「相続土地国庫帰属業務支援ツールの開発業務の請負」（一般競争入札） 契約金額 9,619,500 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問等)</p> <p><b>【総論的質問】</b> 落札率23.7パーセントの低落札率案件であるが、予定価格の設定に問題はなかったか。 低落札率になった原因は何か。 また、低価格調査を行ったようであるが、なぜこのような落札率で契約できたのか。</p>	<p>(回答)</p> <p>予定価格の積算に当たっては、履行証明書の審査に合格した複数の業者から取得した参考見積書等を総合的に勘案して、予定価格を算出しており、本件業務で作成されるツールの構築規模を勘案しても、適正な予定価格の設定であったと考えている。</p> <p>低落札率になった原因として、第1順位及び第2順位で応札した業者は、いずれも低入札価格調査の対象となる金額であり、第3順位及び第4順位で応札した業者については、予定価格に近い金額であった。これらを踏まえ、第1順位及び第2順位の業者が企業努力等により安価な金額で応札したものと分析している。</p> <p>なお、契約締結に当たっては、低入札価格調査を実施し、落札者の履行体</p>

<p><b>【諏訪委員】</b>  本件を落札することで、落札業者には翌年度以降もこの支援ツールに係る何らかの業務が発生するのか。</p> <p><b>【田中委員】</b>  新たな制度が始まって、新しくシステムを作ることとなった場合に、その後の保守を独占したり、機能を追加したりするという潜在的なメリットはあるように思う。  海外の事例等でそのようなことをさせないようにする先例等を調査しているか。</p>	<p>制や経営状況、他の官公庁との契約実績等から、履行に問題ないとして、落札決定をしている。</p> <p>当該制度は始まったばかりの制度であるので、これから実際の事務処理を行っていく中で、何らかの機能を追加する可能性はあるが、ツールを検討する段階で各法務局の意見を聞き取り、ある程度のベースはできているため、毎年機能を追加していくということはないと考えている。</p> <p>新規システムを構築した業者は、設計等を熟知しており、今後の競争入札の際に、事前の準備作業が不要になるなど、一定のアドバンテージはあると思われる。  なお、海外の事例は調査していないが、システム構築案件では、特定のベンダーに依存しないような設計とするよう仕様に記載するなどしており、システム導入後の調達においても競争が働くよう心がけている。</p>
<p>5 「パソコン周辺機器の供給」  (一般競争入札)  契約金額 10,885,600 円  支出負担行為担当官  法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問等)  <b>【総論的質問】</b>  応札者が10者もあるのに、どうして落札業者だけが98パーセント以上の落札率で、1回で応札できたのか。</p>	<p>(回答)  本件の予定価格の積算に当たっては、複数者から提出された参考見積書を基準とし、類似案件の応札実績や市</p>

<p><b>【諏訪委員】</b>  例示品について同じメーカーのモニターとしているのは何か意味があるのか。</p>	<p>場価格等を考慮して予定価格を算出している。本件入札における第2順位の業者の応札率は99.7パーセント、第3順位から第5順位の入札額も予定価格との差が50万円以内であることから、予定価格の設定や入札手続に問題はなかったと考えている。</p> <p>あくまで例示品であり、他の物品を供給する場合は、入札前に同等証明書を提出してもらっている。</p>
<p>6「非常用電源設備オーバーホール業務請負契約」（一般競争入札）  契約金額 21,285,000円  支出負担行為担当官  名古屋出入国在留管理局長</p> <p>(質問等)</p> <p><b>【総論的質問】</b>  応札者が2者なのに落札率が100パーセントなのはどうか。  参考見積もりを複数者に聞いていないのか。</p> <p><b>【大曾根座長】</b>  応札者が複数いたとしても、参考見積りの最低価格を予定価格に採用しては、今後も応札率100パーセントになり得ると思うが、どのように考えるか。</p>	<p>(回答)</p> <p>予定価格の積算作成に当たっては、4者に参考見積りを依頼し、2者から提出を受けた。この2者の参考見積りを比較し、より安価な方を予定価格としたところ、参考見積りを提出した業者が、値引き等を行わずに応札したため、予定価格と入札金額が同額になってしまったと考えている。</p> <p>予定価格の積算作成については様々な方法があると認識している。今後は案件によって適正な予定価格の算出方法を検討していきたい。</p>

<p>7-1 「IC旅券対応・出入国審査等旅券自動読取装置の供給」  (一般競争入札)  契約金額 159,904,690 円  支出負担行為担当官  出入国在留管理庁次長</p> <p>7-2 「IC旅券対応・出入国審査等旅券自動読取装置の賃貸借」  (一般競争入札)  契約金額 6,058,000 円  支出負担行為担当官  出入国在留管理庁次長</p> <p>(質問等)  【総論的質問】  落札率35.5パーセントの低落札率案件であるが、予定価格の設定に問題はなかったのか。  また、過去にも同様の案件があり、そのときも低落札率であったが、教訓が生かされていないのではないか。</p> <p>【総論的質問】  自動読取装置の賃貸、供給は同じ意味なのか。</p> <p>【田中委員】</p>	<p>(回答)  今回の予定価格の算出については、物価高や人件費の高騰に伴うコスト増も踏まえ、複数業者から提出を受けた参考見積書の平均額を予定価格として採用しており、問題はないと考えている。  なお、過去の案件が低落札率であった要因について入札参加者にヒアリングを行った結果、企業努力等によるものであったと確認している。今回も予定価格を適正に設定していたことから、前回同様、企業努力により落札金額が抑制されたのではないかと考えている。今後の入札においても、競争性を担保するなど適正な契約手続が行われるように努めてまいりたい。</p> <p>自動読取装置の賃貸は賃貸借契約であり、供給は購入契約である。</p>
---	--



<p>2つの案件で同じ装置を導入しているのであれば、併せて調達することで、より安価になるのではないかと。 それをしなかったのはなぜか。</p> <p><b>【田中委員】</b> 納期の差が2か月や3か月程度であるならば、調整できたのではないかと。</p> <p><b>【大曾根座長】</b> 今後のアドバイスとして受け取っていただきたい。</p> <p><b>【諏訪委員】</b> 今回の契約はそれぞれ異なる業者が落札している。1つの業者が作成した製品を、異なる業者が納品しているということか。</p> <p><b>【諏訪委員】</b> この案件を落札することで、業者には将来的にメリットがあるのか。</p>	<p>今回は、納品を要する時期が若干異なっていたため、2回に分けて調達することとした。</p> <p>御指摘のとおり、トータルコストやスケールメリットを考えると、併せて調達した方がよいと考える。</p> <p>今回は納期の問題があり、別々の調達となったが、今後は御指摘を踏まえながら、より効率的な契約手続を行っていききたい。</p> <p>製品自体はそれぞれの業者が製造しており、A社が製造したものをB社が納品するというものではない。</p> <p>例えば空港を拡張したとき、新たなターミナルができたときには、増設分を納入することが可能になる。また、精密機器で定期的な更新作業が必要となるほか、保守もあるため、その点はメリットになるのではないかと考える。</p>
<p>8 「成田空港支局什器等一式供給契約」 (一般競争入札) 契約金額 10,591,900 円 支出負担行為担当官 東京出入国在留管理局長</p>	

<p><b>【大曾根座長】</b>  まず、フォローアップ対象案件の概要について、事務局から説明願いたい。</p> <p><b>【大曾根座長】</b>  それでは、一者応札が解消された1件について、改善事例として審議を行う。  業務の概要、一者応札解消のため講じた方策等について説明願いたい。</p>	<p>(事務局)  委員の皆様からの御意見等を踏まえ、調達時期の前倒し等、一者応札解消に向けた取組を行った結果、複数者応札となり、一者応札が解消された。</p> <p>(回答)  成田空港にある第3ターミナルの拡張工事に伴い、新しい事務室や更衣室等に配備する什器等を調達した案件である。  以前、一者応札となった什器供給の調達経験を生かし、入札公告を1か月前倒しにするとともに、公告期間も6日程度伸長した。これによって入札時期を早めることができ、事業者側の繁忙期を避けつつ、入札準備期間を十分に確保できたことが、効果的であったのではないかと考えている。</p>
<p><b>【法務省調達改善計画関連】</b>  「令和4年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果(案)」について</p>	<p>事務局から、各項目について、目標に沿った取組がおおむね順調に推移している旨の報告がなされ、承認された。</p>